

## 令和 2 年度 地域包括支援センター事業評価結果について

## 1 実施目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）がこれまでに実施してきた事業実績の総合的な評価を行うとともに、仙台市からの委託業務が適切に行われていることについて確認するため、事業評価を実施した。事業評価の結果については、センターへ通知し、今後の事業運営に役立ててもらおうものとする。

## 2 実施状況

## 事業評価Ⅰ（国指標）

- 実施期間：令和 2 年 6 月
- 評価対象：市内 52 センター、仙台市
- 実施方法：国が策定した全国統一の評価指標による書面評価  
 <具体的な実施方法>  
 「センター評価票」によるセンターの自己評価と、「市町村評価票」による本市の自己評価を実施した。

## 事業評価Ⅱ（仙台市指標）

- 実施期間：令和 2 年 9 月 2 日（水）～10 月 16 日（金）
- 評価対象：24 センター  
 設置運營業務委託契約期間中に最低でも 1 回以上は実施（原則として 3 年に 1 回以上）

事業評価Ⅱ対象の基準	センター数
① 昨年度の事業評価において、「業務内容に工夫・改善の必要性がある」の評価結果となった項目が 1 つ以上あったセンター	1 センター
② 昨年度の事業評価の実施以後、4 月 1 日時点で所長が変更となったセンター	6 センター
③ 昨年度の事業評価の実施以後、4 月 1 日時点で配置されている 3 職種及び機能強化専任職員のうち 2 人以上が変更となったセンター	6 センター
④ 6 月 1 日時点で 2 ヶ月以上にわたり配置職員（3 職種及び機能強化専任職員）に欠員が生じている状態が継続しているセンター	4 センター
⑤ 単年度契約のセンター	2 センター
⑥ その他必要と認められるセンター （いずれも契約期間中に 1 回以上の事業評価を行うため対象）	9 センター

※複数該当するセンター 4 センターあるため、合計は 24 センターにならない。

## ○実施方法

### (1) 業務評価の実施方法

包括的支援事業等の委託業務について、例年は、センターが事前に記載した自己評価票をもとに実地でのヒアリング調査を行い、評価することとしているが、今年度は、新型コロナウイルス感染症に配慮し、長時間に及ぶ実地調査は行わず、書面による質疑応答や電話によるヒアリング、区役所への意見聴取等を行うことで実施した。

#### <具体的な評価方法>

「総合相談・支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「認知症関連業務」「介護予防関連業務」、「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」、「地域ケア会議」、「運営体制」の8つの評価項目について、5点満点で評価を行った。

各項目は、更に評価項目が細分化されており、その細分化された評価項目ごとの点数の平均が各項目の点数となる。(※)

※資料1-2「令和2年度事業評価Ⅱ地域包括支援センター自己評価の着眼点」を参照。

### (2) 業務監査の実施方法

センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているかについて、実地において調査を行い確認した。

業務監査は、職員の勤務管理状況、事務所のプライバシー保護の環境等、現地での調査が必須であることに加え、短時間（15分程度）での実施が可能であることから、監査を行う職員の感染対策（マスクの着用、当日の体温測定、接触確認アプリの活用等）を行ったうえで、実施した。

## 3 実施結果

### 事業評価Ⅰ（国指標）

全国水準と比較し、本市および市内センターの業務の達成状況について評価することとしているが、現時点で国から示されていないことから、次回の地域包括支援センター運営委員会において、報告する。

### 事業評価Ⅱ（仙台市指標）

#### (1) 総括

「業務評価」については、評価を実施したすべてのセンターにおいて、委託業務が適正に行われていることが確認された。

「業務監査」については、事務処理等が概ね適切になされており、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす事項はなかった。

## (2) 業務評価の結果

業務評価の結果、「業務の一部に工夫・改善の必要がある」、もしくは「事業運営が困難である」状態のセンターは無かった。

### 【評価別 センター数】

評価	評価内容及び基準	センター数
優れた業務を実施している	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている。	20 センター
標準的な業務を実施している	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている。	4 センター
業務の一部に工夫・改善の必要がある	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い。	0 センター
事業運営が困難である	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い。	0 センター

## (3) 業務監査の結果

業務監査の結果、すべてのセンターで事務処理等が概ね適切になされており、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす事項はなかった。

## 4 今後の対応

評価を実施したすべてのセンターに対して、評価結果を通知する。

また、今後の事業運営にあたり参考にしてもらうために、事業評価の際に把握した各センターにおけるさまざまな取組の一部をとりまとめた「地域包括支援センターにおける取組事例集」(資料1-3参照)を、業務委託を行っているすべてのセンターに送付する。

各センターは、通知された結果や取組事例集等をもとに、今後さらに地域に根ざしたセンターとなるよう各種事業の見直し及び自主的な業務改善を実施する。